

## 安全データシート

会社名：株式会社 高純度化学研究所

住 所：〒350-0284 埼玉県坂戸市千代田 5-1-28

電 話：049(284)1511 F A X：049(284)1351

作成部門：品質保証部

整理番号：MNI10GAG

作 成：1995年 4月14日

R3 : 2017年10月23日

## 1 化学物質等及び会社情報

## 1.1 製品情報

製品名：MnSb アンチモン化マンガン Manganese antimonide

カタログ#	MNI20GB	MNI21PB	—
純度, 形状, 備考	4NG, 塊状, —	4NG, 粉末, —	3N他, ターゲット, —

製品例：Mn-Sb (50 : 50atm%)

## 1.2 会社情報 上部に記載

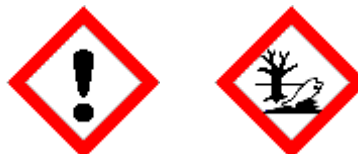
## 2 危険有害性の要約

GHS 分類 ※本製品の GHS 分類は EU 分類(アンチモン化合物)に従った。

健康に対する有害性	環境に対する有害性	物理化学的危険性
急性毒性(経口)；区分4 急性毒性(吸入)；区分4	水生環境有害性(慢性)；区分2	可燃性固体；区分外 自然発火性固体；区分外 自己発熱性化学品；区分外 水反応可燃性化学品；区分外

GHS ラベル W, V

絵表示



注意喚起語 警告

危険有害性情報	注意書き
飲み込むと有害 吸入すると有害 長期的影響により水生生物に毒性	粉塵、ミストの吸入を避ける。取扱い中の飲食喫煙を避け取扱い後は手洗いを励行。屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。環境への放出を避け、漏洩物を回収すること。吸入した場合、空気の新鮮な場所に移し、楽な姿勢で休息させる。飲み込んだ場合、直ちに医師に連絡する。口をすすぐ。暴露した時、または気分が悪い時は医師に連絡すること。内容物/容器を法規に従って廃棄すること。

- 国・地域情報：・ 労働安全衛生法 特定化学物質等(マンガン及びその化合物)  
表示・通知対象物(マンガン及びその無機化合物, アンチモン及びその化合物)  
・ 毒物及び劇物取締法 劇物(アンチモン化合物及びこれを含有する製剤)

その他の危険有害性：・ 該当項目に参考情報を記載した。

## 3 組成, 成分情報

単一製品, 混合物の区分：単一製品

化学名：アンチモン化マンガン

Manganese antimonide

化学式：MnSb

組 成：100 %

P R T R法に基づく表示：マンガン含有率； 31%

アンチモン含有率； 69%

官報公示整理番号：・ 化審法 新規化学物質

C A S # : 12032-82-5  
T S C A : 登録

RTECS# : 登録なし  
EINECS : 2347795

#### 4 応急措置

- 目に入った場合：・ 流水で眼を最低 15 分間洗浄し、眼科医の手当を受ける。
- ・ 洗眼の際、瞼を指でよく開いて、眼球・瞼の隅々まで水が行き渡るようにする。
- 皮膚に着いた場合：・ 物質に触れた部分を多量の水を流しながら、石鹼を使ってよく落とす。
- ・ 外観に変化が見られたり、痛みが続く場合は、医療処置を受ける手配をする。
- 吸入した場合：・ 被災者を空気の新鮮な所に移し、医療処置を受けさせる。
- ・ 鼻をかませ、うがいをさせる。
- 飲み込んだ場合：・ 直ちに医療処置を受ける手配をする。水でよく口の中をうがいさせる。

#### 5 火災時の措置

- 一般的注意：・ 表題製品は不燃物であり、消防法の非危険物である。
- ・ 消火の際には必ず保護具を着用する。
- 消火方法：・ 他の危険物の消火条件に従う。消火剤や消火方法の制限はない。

#### 6 漏出時の措置

- 一般的注意：・ 可能であれば漏れを止める。
- 処理作業者に対する注意：・ 作業の際には保護具を着用し、粉末の付着、吸入を防ぐ。
- ・ 屋内の場合処理が終わるまで十分に換気する。屋外では風上から作業する。
- 環境影響に対する注意：・ もれ出た物質や希釈水が河川等に排出されないよう注意する。
- もれ出た物の処理に対する注意：・ できるだけ掃き集めて密閉できる空容器に回収する。

#### 7 取り扱い及び保管上の注意

##### 取扱上の注意

- \* 一般的注意：
  - ・ 本製品は安衛法特化則の特定化学物質に該当します。取り扱い作業が同規則に規定されるものである場合には同規則を守った取り扱いが必要です。(主項目;業務の定義、適用除外、製造(局所排気)、用後処理(除塵、排ガス処理)、漏洩防止、管理(作業主任者)、環境測定、健康診断、保護具 など)
  - ・ 本製品は毒物劇物取締法の劇物です。取り扱いに当たっては被毒しないよう充分注意を払って下さい
- \* 作業者の暴露防止：
  - ・ 適切な身体保護具を着用し、局所排気装置を利用して作業者が物質の蒸気や粉塵を吸引しないようにする。
  - ・ 取扱いは、換気の良い場所で行う。

##### 保管上の注意

- \* 一般的注意：
  - ・ 容器を密閉し、乾燥した冷暗所に保管する。
  - ・ 品質保持上、成型品は未開封状態で保管してください。

#### 8 暴露防止及び保護措置

管理濃度：・ 作業環境評価基準(2016) マンガン及びその化合物 0.2 mg/m<sup>3</sup> (Mn として)  
許容濃度： 下表参照 (ーは記載なしを示す)

記載品名	機関名	産衛学会(2016)	ACGIH(2013) TLV	OSHA(2006) PEL
		mg/m <sup>3</sup>	TWA mg/m <sup>3</sup>	TWA mg/m <sup>3</sup>
マンガ化合物		0.2	0.2	5(天井値)
アンチモン及びその化合物 (as Sb)		0.1	0.5	0.5

TLV, PEL ; いずれも許容濃度、TWA; 時間加重平均値、

設備対策：・ 製品に暴露される可能性のある場合は局所排気設備等の排気設備を使用すること。  
 保護具：・ 呼吸用保護具＝空気呼吸器，防塵マスク，保護眼鏡＝ゴーグル型，保護面（防災面），  
 保護手袋＝革手袋又は耐熱性，テフロン製，その他＝保護服，長靴，前掛け，アムカー

## 9 物理的及び化学的性質

外 観 等：・ 固体

化 学 式： MnSb

式 量： 176.7

融 点： 840°C

密 度： 6.9 g/cm<sup>3</sup>

溶 解 性

\*水：・ 不溶

可燃性：・ 不燃性である。

酸化性：・ データなし。

## 10 安定性及び反応性

化学的安定性：・ 室温密封保存で安定である。

\*避けるべき条件：・ データなし。

## 11 有害性情報

※本製品の GHS 分類は、アンチモン化合物の EU 分類に従った。

急性毒性(経口)：・ GHS 判定 区分 4；飲み込むと有害

急性毒性：・ GHS 判定 区分 4；吸入すると有害

皮膚腐食性/刺激性：・ GHS 判定 データなし。

眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性：・ GHS 判定 データなし。

呼吸器感作性/皮膚感作性：・ GHS 判定 データなし。

生殖細胞変異原性：・ GHS 判定 データなし。

・ 変異原性が認められた既存化学物質等（平成 28 年 12 月 9 日現在）に該当しない。

発がん性：・ GHS 判定 データなし。

・ 日本産業衛生学会(2015)，IARC(2016)，NTP(2014)及びACGIH(2013)に記載なし。

生殖毒性：・ GHS 判定 データなし。

特定標的臓器・全身毒性

単回曝露：・ GHS 判定 データなし。

反復曝露：・ GHS 判定 データなし。

吸引性呼吸器有害性：・ GHS 判定 データなし。

その他の情報：・ 粉塵による機械的刺激は眼，皮膚，呼吸器に影響を与える。

## 12 環境影響情報

※本製品の GHS 分類は、アンチモン化合物の EU 分類に従った。

水性環境急性有害性：・ GHS 判定 データなし。

水性環境慢性有害性：・ GHS 判定 区分 2；長期的影響により水生生物に毒性。

オゾン層への有害性：・ GHS 判定 データなし。

・ フロン，ハロンでない。

分解性：・ 現在のところ知見なし。

蓄積性：・ 現在のところ知見なし。

魚毒性：・ 現在のところ知見なし。

土壌中の移動性：・ 現在のところ知見なし。

## 13 廃棄上の注意

廃棄方法：・ 専門の業者に委託する。

特別管理産業廃棄物 : ・ 該当しない。

1 4 輸送上の注意

国連分類 : クラス 6.1 (毒物類 P. G III)

国連番号 : 1549

輸出統計 : 2853.90-000

輸入統計 : 2853.90-000

陸上輸送 :

- ・ 道路法 : 非危険物
- ・ 消防法 : 非危険物
- ・ 毒物及び劇物取締法 : 劇物 (毒物劇物指定令第二条) アンチモン化合物
- ・ 高圧ガス保安法 : 該当せず。

海上輸送 :

- ・ 船舶安全法 : 危険物 毒物類 毒物 品名 ; 無機アンチモン化合物 (固体) N. O. S.  
副次危険性等級 ; - 容器等級 ; III  
積載場所 旅客船以外及び旅客が規定数以下の旅客船 甲板上 / 下 ; 旅客が規定数以上の旅客船 甲板上 / 下
- ・ 港則法 : 非危険物

航空輸送 :

- ・ 航空法 : 爆発物等輸送許容物件 毒物類 毒物 品名 ; 無機アンチモン化合物 (固体) N. O. S.  
ラベル : M 等級 : 3

海洋汚染 :

- ・ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 : 海洋汚染物質に該当する。  
(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令 X 類物質と同程度に有害であるもの)

1 5 適用法令

◆規制条項

- ・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 : ◆化審法 新規化学物質
- ・ 労働基準法 : ◆療養補償をすべき疾病を引き起こす化学物質等  
(アンチモン及びその化合物, マンガン及びその化合物)
- ・ 労働安全衛生法 : ◆表示・通知対象物 (マンガンを及びその無機化合物, アンチモン及びその化合物)  
◆特定化学物質 管理第二類物質 (マンガンを及びその化合物)
- ・ 毒物及び劇物取締法 : ◆劇物 (毒物及び劇物指定令第二条) アンチモン化合物及びこれを含有する製剤
- ・ 消防法 : ◇非危険物 (非届出物質)
- ・ 化学物質管理促進法 (P R T R 法) : ◆第一種指定化学物質 別表第一  
第 31 号 アンチモン及びその化合物, 第 412 号 マンガン及びその化合物
- ・ 道路法 : ◇非危険物
- ・ 船舶安全法 : ◆危険物 毒物類 毒物 品名 ; 無機アンチモン化合物 (固体) N. O. S.
- ・ 港則法 : ◇非危険物
- ・ 航空法 : ◆爆発物等輸送許容物件 毒物類 毒物 品名 ; 無機アンチモン化合物 (固体) N. O. S.
- ・ 外国為替及び外国貿易管理法  
\* 輸入貿易管理令 : ◇自由化品目  
\* 輸出貿易管理令 : ◆補完的輸出規制 16 項該当
- ・ 環境基本法 : 環境基準 ◆大気 (浮遊粒子状物質) ◆水質 (浮遊物質) ◇土壌 (一)
- ・ 大気汚染防止法 : ◆粉塵、煤煙 ; 煤塵
- ・ 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 : ◇特定物質でない。
- ・ 悪臭防止法 : ◇悪臭物質に該当しない。
- ・ 下水道法 : ◆水質基準 (浮遊物質)
- ・ 水質汚濁防止法 : ◆排水基準 (浮遊物質) ◇地下浸透規制 (一)
- ・ 土壌汚染対策法 : ◇該当項目なし。
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 : ◇特別管理産業廃棄物に該当しない。

- ・ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律：◆海洋汚染物質に該当する。  
(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一 X 類物質等と同程度に有害)
- 

## 16 その他

### 参考文献：

- 1) JISZ7252 (2014) ; GHS に基づく化学品の分類方法
- 2) JISZ7253 (2012) ; GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法  
ーラベル, 作業場内の表示及び安全データシート(SDS)
- 3) 事業者向け GHS 分類ガイダンス(平成 25 年度改訂版(ver. 1.1) 経済産業省
- 4) 化学物質総合情報提供システム(CHRIP ; (独)製品評価技術基盤機構(NITE))
- 5) David R. Lide, CRC Handbook of Chemistry and Physics 76th Ed., CRC Press

注意事項：・ 本情報は製品に対しての品質保証や安全保証をするものでなく、製品の危険、有害性等に関する情報を提供するものです。また、注意事項は通常取り扱いを対象としたものであって、特別な取り扱いをする場合は、用途・用法に適した安全対策をお願いいたします。